

大田区文化振興協会 SNS 運用要領

令和5年2月1日

事務局長決定

公益財団法人大田区文化振興協会（以下、「協会」という。）は、以下の方針に則って各種 SNS の運用を行う。

1. 目的

この要領は、『大田区文化振興協会のソーシャルメディア利用に関するガイドライン』に基づき、協会が取得した公式 SNS アカウントを協会が主催する事業等の情報を中心に当協会の活動に関する様々な情報を紹介し、協会の取組みについて、広く周知する情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語定義

- (1) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスをいう。
- (2) アカウント：各 SNS を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) フォロー：他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。
- (4) フォロワー：フォローしているユーザーのことをいう。
- (5) コメント：他のユーザーの投稿に返信することをいう。
- (6) ダイレクトメッセージ：特定の相手と直接連絡する機能及び非公開のメッセージをいう。
- (7) いいね：投稿に対して、肯定的な意見を示すことや気になる投稿を保存できる機能をいう。
- (8) シェア：他のユーザーの投稿を拡散することをいう。
- (9) ブロック：指定した他のユーザーとの関係性を一時的に断つことをいう。

3. 運営主体

- (1) SNS の運営主体は協会とし、アカウントの管理は文化芸術振興課 広報・広聴担当が行う。
- (2) 情報発信は協会職員が行う。

4. アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザー情報を協会ホームページ上に明示する。

5. アカウント

アカウントの運用主体及び発信する内容等について各 SNS の概要欄で明示する。

(1) Twitter

ユーザー名：(公財)大田区文化振興協会

アカウント ID：ota_bunka

アカウント URL：https://twitter.com/ota_bunka

(2) YouTube

ユーザー名：大田区文化振興協会

アカウント URL：https://www.youtube.com/c/otabunkaart

(3) Instagram

ユーザー名：公益財団法人大田区文化振興協会

アカウント ID：otabunkaart

アカウント URL：http://instagram.com/otabunkaart/

(4) LINE

ユーザー名：(公財)大田区文化振興協会

アカウント ID：020ntiug

アカウント URL：http://lin.ee/2vvOczr

(5) Facebook

ユーザー名：公益財団法人大田区文化振興協会

アカウント ID：otabunkaart

アカウント URL：https://www.facebook.com/otabunkaart

6. 発信内容

- ・ 協会の主催・共催事業に関すること
- ・ 協会が作成した文章、画像、音声、動画
- ・ 協会所管施設に関すること
- ・ 協会ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- ・ 区などの文化情報でニーズの高い内容及び周知する必要性が高い内容
- ・ その他、協会が必要と認めた内容

7. 意思決定

情報発信については、所属長の決定を必要とする。ただし、緊急を要する場合は、各 SNS の特性や情報発信の即時性を考慮し、都度発信することができる。都度発信した場合は、事後すみやかに所属長に報告するものとする。

8. フォロー・返信等について

他のユーザーの投稿及びコメントに対して、協会からの返信・コメントは原則として行わないものとする。ただし、以下のアカウントに限り、フォロー及びコメントを行う場合がある。また、協会に関連する情報については、以下のアカウントに関わらず、シェア及びいいねを行うものとする。

(1) 協会の事業に関連するアカウント

(2) 大田区内で文化情報を発信するアカウント

(3) 公益性の高い文化情報を発信するアカウント

(4) その他、協会が認めたアカウント

9. 禁止事項

以下の項目に該当する場合、予告なくブロックや削除をする場合がある。

- (1) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等プライバシーを侵害するもの。
- (2) 特定の個人または団体の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷したりするもの。
- (3) 違法な情報や猥褻な内容を含むもの、またはそのような内容を含むサイトへリンクを誘導する投稿。
- (4) 著作権、商標権等の知的財産権及び肖像権など協会または第三者の権利を侵害するもの、また侵害する恐れのあるもの。
- (5) 他のユーザーや第三者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容を含むもの。
- (6) 特定の個人または団体の利益に資するもの、またそのための広告や宣伝を目的とするもの。
- (7) 公序良俗や法令等に違反するもの、または、違反行為を煽る恐れのあるもの。
- (8) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの。
- (9) 当協会の発信を一部または全部改変するもの。
- (10) 同一の利用者により繰り返し投稿される、同一内容のコメントや類似のコメント。
- (11) 各 SNS が定める利用規約に反するもの。
- (12) 有害なプログラムを使用、提供もしくは誘導するもの、また、その恐れのあるもの。
- (13) ウィルスやスパイウェアといった悪質なソフトウェア、プログラム及びファイル等のアップロード。
- (14) その他、当協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等。

10. 知的財産権

- (1) 各アカウントに掲載している個々の情報（文章、画像、音声、動画等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、当協会または正当な権利を有する者に帰属する。
- (2) 「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められる場合を除き、無断で複製・転用してはならない。
- (3) 利用者が投稿したコメント等にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは当協会に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を承諾したものとし、かつ、当協会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

11. 免責事項

- (1) 協会は、各 SNS を通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性等を保証する義務を負わないものとする。
- (2) 協会は、利用者が当ページを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負わないものとする。
- (3) 協会は、利用者により投稿されたコンテンツについて一切責任を負わないものとする。
- (4) 協会は、各 SNS に関連して利用者間または利用者と第三者間でトラブル・紛争等が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとする。

- (5) 協会は、ウィルスやスパイウェアといった悪質なソフトウェア、プログラム及びファイル等のアップロードされたコンテンツによって生じるいかなる損害についても一切責任を負わないものとする。
- (6) 上記(1)～(5)の他、当 SNS に関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。

12. 個人情報の取扱い

各 SNS のアカウント上で取得した個人情報については、『公益財団法人大田区文化振興協会個人情報管理規則』に基づいて、適切に取り扱う。

13. 運用要領の公開・変更等

当協会は、この要領を協会ホームページ (<https://www.ota-bunka.or.jp/>) 上に公開する。また、内容は予告なく変更する場合がある。

14. 準拠法

本要領には日本法が準拠法として適用され、また、協会の各 SNS に関して生じる紛争については東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

15. 問合せ

本運用要領に関する問合せは、文化芸術振興課 広報・広聴担当 (TEL 03-3750-1611)

付則

この要領は、令和 5 年 2 月 1 日から適用する。